福祉情報

赤い羽根共同募金地域助成事業の募集について

令和2年度赤い羽根共同募金計画策定にあたり、今年度も地域福祉の推進を目的とした事業を実施するボランティアグループや地域団体（地区社協等）などで、本助成を受けて事業を実施する団体を募集します。

助成を希望する団体は、次のとおりお願いします。

▼募集期間
令和2年4月1日(水)～5月15日(金)

▼助成金額
1事業につき原則5万円以内（ただし助成予算の範囲内）

▼助成時期
令和3年6月予定（※令和2年度の共同募金からの助成）

▼申請手続
津久見市共同募金委員会備え付けの申請書等必要書類を提出

▼助成対象
市内のボランティアグループ、自治会（地区社協）等の地域団体、福祉団体、NPO等（ただし、すでに社会福祉協議会から助成を受けている事業については、重複となるため原則対象外です。）

なお、助成事業については審査委員会で決定されますので、募金実績や事業の緊急性、必要性、過去の助成実績等の審査により、助成できない場合もありますので、ご了承ください。その他、共同募金委員会設置の公募実施要領をご参照ください。

▼問い合わせ先
津久見市共同募金委員会事務局（社会福祉協議会内）
☎82-5000（担当 三重野）

コミュニケーション支援事業

詳細は社会福祉課障がい支援班（☎82-9519）までお問い合わせください。

手話通訳者設置事業

手話通訳者を社会福祉課に設置し、市役所内での各種手続き等の支援を行います。

▼4月の設置日
6日(月)・13日(月)・20日(月)・27日(月)

▼時間　8時30分～12時
13時～16時30分

手話通訳者・要約筆記者派遣事業

手話通訳者、要約筆記者などの派遣を行い、意思疎通を図ることに支障がある人と、その他の人との意思疎通を仲介します。

※派遣日・派遣場所は、事前にご連絡ください。

※利用者負担はありません。

手話講習会（入門・基礎課程）

聴覚障がい、聴覚障がい者の生活および関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙および手話表現技術を習得することを目的とします。

▼期間　令和2年4月8日～令和3年3月31日

▼開催日時　毎週水曜日
19時～21時（47講座）

手当の金額の変更

令和2年4月分より次の手当の金額が改定されます。

▼児童扶養手当
○全額受給の方
43,160円
○一部受給の方
10,180円～43,150円

▼特別児童扶養手当
○1級の場合　52,500円
○2級の場合　34,970円

▼障害児福祉手当
14,880円

▼特別障害者手当
27,350円

▼福祉手当（経過措置分）
14,880円

▼問い合わせ先
社会福祉課
☎82-9519

はり、きゅう、マッサージ割引券の交付と切替え

満65歳以上の方に、はり、きゅう、マッサージの割引券を交付します。（昨年交付を受けている方は残券をお持ちの上、お切り替えください。）

申請には、健康保険証と印鑑が必要です。

マッサージ券が利用できる有資格者等の指定事業所は、高瀬治療院（宮本町）、宮浦鍼灸院（港町）、長谷治療院（入船西町）、麻生はり治療院（上宮本町）、松下治療院（大字千怒）、シバタあん摩マッサージ指圧治療院（宮本町）、かんぽう鍼灸マッサージ院（中央町）、さとみ鍼灸マッサージ院（岩屋町）となっています。

▼申込先
長寿支援課・各出張所

▼問い合わせ先
長寿支援課　☎82-9533

うばめ園文化健康教室

▼日時　4月6日(月)
10時～11時

▼内容　健康教室「演歌ビクス」
※参加費は無料です。
運動靴をご用意ください。

▼場所・申込・問い合わせ先
うばめ園あゆみ
☎82-0353

ヨガ教室

▼日時　4月15日(水)　10時～

▼料金　無料

※動きやすい服装でお越しください。

※ヨガマットをお持ちの方はご持参ください。

※定員になり次第締切らせていただきます。

▼場所・申込・問い合わせ先
地域活動支援センターぱれっと
☎83-5324

心の病いのおしゃべりサロン

▼日時　4月18日(土)
10時～12時

▼対象者　家族が心の病やひきこもりをしていて悩んでいる保護者の方々

▼開催場所　ジョイントリー
津久見市地蔵町2830

▼参加費　無料

▼問い合わせ先
☎82-8442　神田

心身障がい者タクシー割引券の交付

▼令和2年4月1日から令和3年3月31日までのタクシー割引券を交付します。

※手帳、印鑑が必要です。

▼対象者
①身体障害者手帳をお持ちで、次の等級の方
○視覚障がい　1、2級
○下肢・体幹機能障がい　1、2級
○内部障がい　1級
②療育手帳（A）をお持ちの方
③精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
④肢体不自由の下肢障害3級、又は体幹機能障害3級を所持し、かつ、総合等級1級、又は2級の方。ただし、自動車税、又は軽自動車税の減免を受けていない方

▼手続場所
社会福祉課・各出張所

▼問い合わせ先
社会福祉課　障がい支援班
☎82-9519

困りごと・心配なことお気軽にどうぞ!!

毎月第4水曜日

「仕事のこと」「生活のこと」「お金のこと」
お困りごとはありませんか？

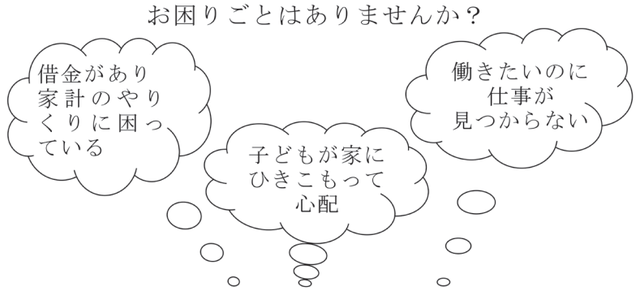

相談員があなたの悩み事に寄り添い一緒に解決します。

▼日時　4月22日(水)
13時30分～15時30分

▼場所　市役所会議棟会議室（ハローワーク隣）

▼問い合わせ先
社会福祉課　生活支援班
☎82-9547